

3 まとめにかえて

本編においては、第1節において、原子力基本法の制定からの50年における原子力の研究開発利用の変遷について述べ、第2節以降では、原子力大綱に示された原子力政策の向かうべき今後の方向、その背景となる認識、平成17年における原子力の研究開発利用に関する取組の進展の主な状況等について述べてきた。

このように、原子力政策大綱が策定され、着実に進展している状況にはあるが、これに満足することなく、我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する取組がより効果的かつ効率的なものとなるよう、国は、自らの行う原子力に関する施策を継続的に評価し、その改善に努め、国民に説明していくことが大切である。また、民間においても、自らの取組を、安全確保のための活動や、国民との相互理解活動のあり方について、評価を行い、より効果的かつ効率的になるよう改善していくことが期待される。

原子力委員会においては、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を把握し、関係行政機関の行う施策に対する評価と、それに対する国民のご意見も踏まえつつ、原子力政策大綱に示した、我が国の原子力の研究開発利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、国民に説明していくこととしている。